

浜松市障がい者自立支援協議会調整会議会議録

1 開催日時 平成29年10月2日(月) 午後1時30分から午後3時40分

2 開催場所 浜松市役所 本館3階32会議室

3 出席状況

区自立支援連絡会名	所属
中区自立支援連絡会	障害者相談支援事業所 ふらたなす
	中区社会福祉課
東区自立支援連絡会	障害者相談支援事業所 だんだん
	東区社会福祉課
西区自立支援連絡会	障害者相談支援事業所 すばる
	西区社会福祉課
南区自立支援連絡会	障害者相談支援センター 浜松南
	南区社会福祉課
北区自立支援連絡会	障害者相談支援事業所 信生
	北区社会福祉課
浜北区自立支援連絡会	障害者相談支援事業所 はまきた
	浜北区社会福祉課
天竜区自立支援連絡会	障害者相談支援事業所 てんりゅう
	天竜区社会福祉課
オブザーバー	障害者相談支援事業所 シグナル
障害保健福祉課 (事務局)	政策調整グループ長
	政策調整グループ
	医療・就労支援グループ長
	生活支援・育成グループ長
	社会参加グループ長
	社会参加グループ

4 議事内容

- (1) 自立支援協議会ホームページについて
- (2) 広域な課題の協議について
- (3) 基幹相談支援等業務について
- (4) 第4期浜松市障がい福祉実施計画進捗状況報告について
- (5) 第3次浜松市障がい者計画素案について
- (6) その他

5 会議録作成者 障害保健福祉課社会参加グループ

6 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 無

7 会議記録

1 開 会

2 議 事

…市協議会：浜松市障がい者自立支援協議会

…区連絡会：浜松市〇区障がい者自立支援連絡会

(1) 自立支援協議会ホームページについて

事務局

資料1に基づき説明

○自立支援協議会ホームページ

- ・原則として、すべての会議を公開。
- ・自立支援協議会のページは障害保健福祉課で作成。
- ・区連絡会の会則、組織図、日程表も同ページに障害保健福祉課で掲載。

ただし、市の会議情報又は会議録情報のページに区連絡会の情報を各区で掲載。自立支援協議会のページにある区連絡会日程表から区連絡会の会議情報のページへのリンクを貼る。

- ・市協議会の調整会議、当事者部会、専門部会も会議情報を掲載。非公開のものを除き、会議録も公開。

東区

区連絡会で開催するイベント等の情報も掲載可か。

事務局

区連絡会の情報についても共有したいため、掲載可。

ぷらたなす

部会等もあるため、どこまで掲載するか。

事務局

会議の情報としては、区連絡会全体会について掲載。その他に市民に発信したいものがあれば掲載可。

西区

区連絡会の日程を障害保健福祉課へお知らせすればよいか。

事務局

市ホームページの市政情報に会議情報を掲載できるページがあるため、会議を開催する部署で掲載していただきたい。

事務局

テンプレートがあるため、そのテンプレートの必要項目を入力してほしい。

当事者からいろいろな情報がほしいという声があるため、掲載の協力をお願いし

たい。

浜松南

区連絡会全体会以外のいろいろな情報は区の判断で掲載していいか。

事務局

区にお願いしたいのは区連絡会全体会の会議情報や会議録の掲載。

その他のイベント等については、自立支援協議会のページに掲載するため、情報を障害保健福祉課へ連絡してほしい。内容を確認して掲載していきたい。

はまきた

新着情報を市ホームページのトップページに掲載できるか。

事務局

編集の際、「お知らせページに掲載するか」というチェック項目があるため、そこへチェックすることでお知らせページに掲載できると思う。確認してお知らせする。

浜北区

ホームページへの掲載マニュアルはあるか。

事務局

文書行政課が作成したマニュアルがコアらに格納されているため、格納されているライブラリを後ほどお知らせする。

天竜区

会議録の様式に指定はあるか。

以前は本課に提出し、本課で内容を精査してくれていたと思うが、本課へ提出せず掲載してよいか。

事務局

区で掲載して、掲載後に連絡をいただき、こちらで自立支援協議会のページからリンクを貼る。

天竜区

以前、様式が定まっておらず見にくいという意見が出ていたようだが、よいか。

事務局

会議情報や会議録情報のテンプレートが決まっているため、その項目を入力することで統一される。添付として掲載する会議録の様式は現在使っているものをPDFにして掲載してほしい。

西区

会議録に個人名が入っているものは区の裁量で削除して掲載すればよいか。

東区

会議録の様式は定まっていると思う。

事務局

文書行政課で作成したひな形があるため、ひな形を使ってもよいが、これまで使ってきた様式でも可。

事務局

徐々に変えられるようだったら変えていってほしい。

東区

署名人の欄は必須か。

事務局

なしで可。

中区

発言者の記録ということは逐語録を作るということか。

事務局

会議の要旨をまとめてほしい。

西区

区で記載状況が変わってしまうことになる。

事務局

差が出るかもしれないが、まず今年度取組んでみて、必要に応じて改善していく。

事務局

ホームページに掲載する目的は、情報共有にある。

事務局

当事者が各区でどのようなことを行っているかを知りたいという声があるため、当事者へ情報を提供していきたい。改善した方がいい部分が出たら、改善していく。

事務局

今年度の分から掲載していきたい。

1 1月末までに1回目の区連絡会全体会の会議録の掲載をお願いしたい。

区の組織図や会則を掲載するため、データを送ってほしい。

(2) 広域な課題について

事務局

資料2に基づき説明

○区連絡会にあがってこない広域な課題について

施設連絡会、相談支援事業所連絡会で課題について意見交換等

構成員又は事務局になっている者が区連絡会で報告
区連絡会から市協議会へあげる。
市協議会へあげる場合はできること持ち寄りシートを使用。

浜松南

施設連絡会、相談支援事業所連絡会で集まる場を作って取りまとめた。
そういう話し合いがなされた後に、再度区連絡会にあげなければならないか。

事務局

区連絡会は承知している内容か。

事務局

区連絡会も承知の上で市へあげてもらいたいため、流れを再度調整する。

だんだん

検討してほしい内容があるのであれば部会の提案シートを使って、市へ提案し、
市から区へ報告し共有する流れはだめか。

浜松南

地域の課題を協議会で共有してほしいため、流れを明確にしてほしい。
相談支援事業所連絡会で集約して提案できる流れを作ってくれるのであればそれでもよい。

事務局

相談支援事業所連絡会と区の連携だけではなく、市との連携も加えるか。
市で協議するものか、区の連携で解決の方向を見つけられるかの協議をしてから
市へあがってほしいため、その流れについて再度検討し、報告する。

事務局

続いて、できること持ち寄りシートについての意見はあるか。

はまきた

生活介護事業所について、モデルとして、このシートを使って提案していこうと
作成中。

事務局

お願いしたい。

はまきた

いつまでに作成したらよいか。

事務局

次の開催予定は年明けになる。それまでに作成してもらえるか。

はまきた

区連絡会全体会に諮ってからあげる。

(3) 基幹相談支援等事業について
事務局

資料3に基づき説明

○基幹相談支援事業所の設置について動いている。

- ・議会上程中
- ・議決後12月に事業者決定
- ・今年度は準備期間。来年4月から事業開始。

だんだん

一般相談を直接受けないが、365日24時間体制というイメージがわからない。

事務局

緊急に短期入所の事業所につなぐケースが考えられる。利用者は事前登録し、その方の状況を把握して、入所施設へつなぐ役割を考えているが、どこがつなぐかは調整する。

だんだん

緊急の場合の入所について受け手の調整の必要性はわかるが、直接相談を受けているのは委託相談支援事業所や計画相談であり、基幹相談支援事業所では形を整えるだけになると思う。

事務局

仕組みは今後決めていく。

浜松南

何をもって緊急とするか。

事務局

定義も今後調整。

シグナル

最近の緊急な施設入所は、想定できない場合も多い。事前登録できないことが半分くらいあることを視野に入れて調整しないといけない。

浜松南

実際にはショートステイは満床。緊急枠として空床を確保しておくのか。
緊急に施設への入所の判断はどこでするのか。

事務局

空床確保は考えていない。医療なのか福祉なのかという判断もしなければならない。

シグナル

その判断はだれがするのか。

浜松南

その判断を基幹相談支援事業所に求められるのか。

事務局

その判断ができる者が基幹相談支援事業所にいるという想定。

西区

緊急の入所の対応は基幹相談支援事業所で行うということだが、これまで委託相談支援事業所15ヶ所が緊急対応してくれていた。今後は基幹相談支援事業所で一括して行うということか。

事務局

振分けは基幹相談支援事業所で行うが、情報の入れ方や出し方は今後調整。

西区

15ヶ所の委託相談支援事業所は継続するか。

事務局

委託相談支援事業所の検討は来年度から行う予定。

西区

平成30年度においては、委託相談支援事業所は現在そのまま継続し、その後は未定。

基幹相談支援事業所は、平成30年度4月から事業開始で、委託相談支援事業所の相談役と考えればよいか。

(4) 障がい福祉実施計画進捗について

事務局

資料4に基づき説明

西区

障害者施策連絡会での質疑では、ヘルパー向け同行援護の研修を行ってほしいという要望があったということか。

事務局

はい。

だんだん

地域移行について、実績には高齢者施設等へ移行した方も入っているか。

事務局

地域に戻られた方の数。

浜松南

成人の施設でよいか。

事務局

成人の施設。

シグナル

実績数は、すべて3月31日現在か。

事務局

保育所等訪問以外は3月31日現在となっている。

東区

地域移行については実績と目標に大きく差があるが理由はあるか。

事務局

見込が甘かった。

事務局

法定雇用率も影響しており、法定雇用率があがることで、企業が障がい者を雇用することになり、施設からの送り出しが増える。そのため移行が進むこともある。

また、実績が一旦落ち込んでいる理由は、就労継続支援 A 型の数が増え就労継続支援 A 型へ行く人が増えたことから。今は就労継続支援 A 型が飽和状態になっているため、今後は企業への就労が増えることが予想される。

ふらたなす

市の障がい福祉計画では、就労継続支援 A 型は福祉就労（通所福祉施設）に位置づけられての記載だが、国発表の法定雇用率は、就労継続支援 A 型は一般就労として算定されているか否か。

事務局

法定雇用率は、一般企業の雇用率を指す。障がい者の雇用数に就労継続支援 A 型も含まれるか確認が必要。

ふらたなす

見解がずれないように、国の算定方法に沿っているか確認が必要かと思う。

浜松南

地域移行の自宅への移行というのはどういう意味か

事務局

独居も含め自宅への移行を指す。

(5) 障がい者計画素案（案）について

事務局

資料5～7に基づき説明

東区

防災対策の部分で、東日本大震災が起きる2ヶ月前に協定書を締結し、そのままになっている。

事務局

福祉避難所に関しては、高齢者と同時に進めることが難しいため、障害に関して進めないといけないと思っている。福祉避難所の運営マニュアルの整備を検討していく。

浜松南

地域移行に向けての体制整備について、障がい福祉実施計画の地域移行は、入所施設から地域生活となっているが、障がい者計画では施設入所や病院からの移行が一緒になっていて分かりづらい。

事務局

国が示す地域移行は、精神科病院や施設から地域に移行していくということを指す。障がい者計画はそれに沿って組み立てている。

浜松南

施設からの移行者と相談の部分での地域移行が絡んでいる数字で同じではないということか。

事務局

国が示しているのは、障がい福祉実施計画では、福祉施設からの地域移行となっている。障がい福祉実施計画では一部分だけを指している。

事務局

障がい福祉実施計画は、生活支援の具体的な計画のため違いが出ている。

浜松南

精神科病院からの退院という地域移行があり、自立生活援助では、グループホームから出てくる人を対象としている。

事務局

障がい者計画は理念的、障がい福祉実施計画は具体的に示している。

浜北区

計画策定にかかる意見を何う会で出た意見がどのように盛り込まれているかはどこを見たらわかるか。

事務局

意見をどう盛り込んだかは出していない。知りたい内容についてはお答えできる

ので、個々に問い合わせさせていただきたい。

はまきた

区連絡会全体会があるため、資料を出していきたいが、構成員にどこまで示してよいか。

事務局

今回の資料を示してくれていいが、計画は日々更新されているため、内容に変更が出ていることを伝えてほしい。

北区

概要版は作るか。

事務局

障がい者計画と障がい福祉実施計画をあわせたものを作る予定。

だんだん

相談支援の部分だが、計画相談が含まれていないが、計画相談も含まれるという期待がある。

事務局

盛り込むよう考えているため修正する。

ぷらたなす

自立生活援助について、地域移行を希望する方に対してのサービスではなく、移行した方に対するサービスだと思うが、この文言表記は変えたほうが良いのではないか。また、就労定着支援事業が始まるが、その視点の組み込みも必要ではないか。

事務局

自立生活援助については文言を修正する。就労定着支援は組込む予定。

(6) その他

●新たな専門部会の設置について

事務局

資料8に基づき説明

○地域移行・定着専門部会を設置。9月22日に第1回を開催

3 閉 会